

平成29年度税制改正におけるFAQ

参考資料2

No.	事項	問	答	備考
1	対象企業について	平成28年度に企業主導型保育事業の運営費に係る助成決定を受け、既に運営を開始している場合に、今回の税制改正(固定資産税、都市計画税、事業所税)は適用されるのか。	平成28年度に企業主導型保育事業の運営費に係る助成決定を受け、既に運営を開始している場合であっても、平成29年4月1日～平成31年3月31日に運営費の助成を受けている場合には、今回の税制改正の適用を受けることになります。	
2	対象企業について	企業主導型保育事業の助成企業か否かはどのように市町村において確認できるのか。	企業主導型保育事業の助成の決定(取消し)がされた場合についてはその都度、審査を行う(公益財団法人)児童育成協会から、各都道府県・指定都市・中核市に、その時点において助成を受けている企業のリストを添付した通知を行っており、各市町村にも情報提供がされることになっています。	
3	対象企業について	あるビルにあるテナントを借りて、企業主導型保育事業を実施している場合に、ビルのオーナーの固定資産税の一部(企業主導型保育事業の用に供する箇所)が減額されるのか。	無償で貸し付けている場合は固定資産税の一部(企業主導型保育事業の用に供する箇所)が減額され、有償の場合は減額されません。	
4	条例の整備について	今回の税制改正による固定資産税に係る特例措置について、いつまでに条例を整備すべきなのか。	固定資産税については、平成30年度分の徴収(平成30年1月1日を賦課期日とする)から当該特例措置が適用されるため、平成29年内に整備を行う必要があります。	
5	条例の整備について	今回の税制改正による都市計画税に係る特例措置について、いつまでに条例を整備すべきなのか。	都市計画税については、平成30年度分の徴収(平成30年1月1日を賦課期日とする)から当該特例措置が適用されるため、平成29年内に整備を行う必要があります。	
6	条例の整備について	今回の税制改正による不動産取得税に係る特例措置について、いつまでに条例を整備すべきなのか。	税法上、平成30年4月までに条例を整備する必要があります。 ※同月前に条例を整備し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、平成29年度から課税標準の特例を設けることも可能です。(平成30年4月までの間において、条例が制定されていない場合の課税標準は1/2となります。)	

7	条例の整備について	地方税法において、固定資産税と都市計画税の課税標準を、 $1/3 \sim 2/3$ の範囲で市町村単位で決定できることとなっているが、この割合についてはどのように決定するべきか。	各市町村において、管内の待機児童の状況等を踏まえつつ、新たな受け皿確保のための施設整備の必要性を考慮し、割合を決定頂きたい。	
8	条例の整備について	地方税法において、固定資産税と都市計画税の課税標準を、 $1/3 \sim 2/3$ の範囲で市町村単位で決定できることとなっているが、この範囲を超えて、地方自治体独自で非課税措置を行うことは可能か。	各自治体で独自に条例を定めることで可能です。	